

第83号議案

神戸海洋博物館条例の件

神戸海洋博物館条例を次のように制定する。

令和元年9月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸海洋博物館条例

(設置)

第1条 海・船・港に関する資料（以下「博物館資料」という。）を収集し、保管し、及び展示して市民の利用に供することによって、広く神戸港の歴史を伝えるとともに、海事知識の普及と海事人材の育成を図り、もって神戸港の振興に資するため、神戸海洋博物館（以下「博物館」という。）を設置する。

(位置)

第2条 博物館の位置は、次のとおりとする。

神戸市中央区波止場町2番2号

(事業)

第3条 博物館は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 博物館資料を収集し、保管し、及び展示すること。
- (2) 博物館資料に関する調査研究を行うこと。
- (3) 講演会、会議、講習会等を主催し、及びその開催を援助すること。
- (4) 講演会、会議、講習会等の開催のために施設を利用させること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業

(施設)

第4条 博物館に次に掲げる施設を置く。

- (1) 展示室
- (2) 屋外展示場
- (3) 展示ロビー
- (4) 講堂
- (5) 研修室
- (6) エントランスホールその他の便益施設

(使用の許可)

第5条 講堂若しくは研修室又はその附属設備（以下「講堂等」という。）を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、博物館の管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可に博物館の管理運営上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

(届出)

第6条 講堂等を使用しようとする者は、講堂等の使用に当たって入場料、受講料その他の対価を収受するとき、又は営利を目的として講堂等を使用しようとするときは、規則で定める事項を指定管理者に届け出なければならない。

(許可の基準)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 講堂等を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者がその使用を不相当と認めるとき。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の許可をしないことができる。

- (1) 博物館の管理運営上支障があると認められるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、公益上支障があると認められるとき。

(利用料金)

第8条 指定管理者に博物館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させる。

2 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

- (1) 展示室、屋外展示場又は展示ロビーに入館しようとする者 入館料
- (2) 第5条第1項に規定する許可を受けた者（以下「使用者」という。） 第5条第1項の許可に係る利用料金

- 3 前項第1号に規定する入館料の額は別表第1に定める額の範囲内において、同項第2号に規定する第5条第1項の許可に係る利用料金の額は別表第2に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める。
- 4 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を告示するものとする。
- 5 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金の全部若しくは一部を返還し、又は利用料金を減額し、若しくは免除することができる。
- 6 市長は、必要があると認めるときは、指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。

(特別の設備の設置等)

第9条 使用者は、特別の設備又は器具を設置し、又は使用しようとするときは、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 第5条第2項及び第7条の規定は、前項の許可について準用する。

(権利譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項若しくは第9条第1項の許可を取り消し、又は講堂等の使用の制限をし、若しくは使用の停止を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 第7条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

- (1) 博物館の管理運営上やむを得ない必要が生じたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(入館の制限等)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、博物館への入館を拒絶し、又は博物館からの退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある物又は動物を携帯する者
- (4) 博物館資料又は施設、その附属施設その他博物館を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがある者
- (5) 次条の規定に違反した者  
(行為の禁止)

第13条 何人も博物館内において、博物館の管理上支障がある行為で規則で定めるものをしてはならない。

(立入り等)

第14条 指定管理者は、博物館の管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をすることができる。

(原状回復の義務)

第15条 使用者は、講堂等の使用を終了したとき、又は第5条第1項若しくは第9条第1項の許可を取り消されたときは、直ちに講堂等を原状に回復しなければならない。

2 指定管理者は、使用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(損害の賠償等)

第16条 博物館資料又は施設、その附属施設その他博物館を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者の指定等)

第17条 市長は、次に掲げる博物館の管理に関する業務を指定管理者に行わせるものとする。

- (1) 第3条に規定する事業に係る業務

(2) 博物館の利用及びその制限に関する業務

(3) 博物館の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める業務

2 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、事業計画書その他の規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、博物館の設置の目的を最も効果的に達成することができる認められるものを指定管理者として指定するものとする。

4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取消したときは、その旨を告示するものとする。

(施行細目の委任)

第18条 博物館の開館時間及び休館日その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な指定管理者の指定、許可その他の準備行為は、この条例の施行前においても、この条例の例により行うことができる。

(指定管理者不在等期間における博物館の管理に関する業務)

3 市長が、指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時(以下「指定管理者不在等開始時」という。)からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間(以下「指定管理者不在等期間」という。)における第5条第1項及び第2項、第6条、第7条第1項及び第2項、第9条第1項、第11条第1項及び第2項、第12条、第14条、第15条第2項並びに第17条第1項の規定の適用については、第5条第1項中「博物館の管理について地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの(以下「指定管理者」という。)」とあるのは「市長」と、第5条第2項、第6条、第7条第1項及び第2項、第9条第1

項，第11条第1項及び第2項，第12条，第14条並びに第15条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と，第17条第1項中「指定管理者に行わせる」とあるのは「行う」とする。

(指定管理者不在等期間の使用料)

4 市長は，指定管理者不在等期間においては，指定管理者不在等開始時の直前の第8条第3項の承認に係る利用料金の額を使用料として，同条第2項各号に掲げる者から徴収することができる。

5 前項の使用料は，指定管理者不在等開始時の直前の第8条第5項の基準により全部若しくは一部を返還し，又は減額若しくは免除をすることができる。

別表第1 (第8条関係)

区分	入館料
大人	400円
小人	150円

備考 この表において「大人」とは16歳以上の者を，「小人」とは6歳以上16歳未満の者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。

別表第2 (第8条関係)

(1) 講堂等の利用料金

施設の 名称	金額			
	午前（午前10時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	終日（午前10時から午後5時まで）	時間超過利用料（30分につき）
講堂	13,200円	26,400円	36,000円	4,600円
研修室	4,200円	8,400円	12,000円	1,500円

(2) 附属設備の利用料金

1 設備1回につき30,000円

理 由

神戸海洋博物館を設置するに当たり，条例を制定する必要があるため。